パリ								
（経済協力開発機構）	9.8%	ユーロ	4,091	3,452	2,941	2,557	2,301	2,046
（国際連合教育科学文化機関）	9.8%	ユーロ	4,091	3,452	2,941	2,557	2,301	2,046
ブリュッセル								
（欧州連合）	12.2%	ユーロ	3,267	2,757	2,348	2,042	1,838	1,634

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　在グルジア日本国大使館及び在ウラジオストク日本国総領事館に勤務する外務公務員並びに在外公館に勤務し、かつ、住居手当の支給に関して別表第二の公使の号の適用を受ける外務公務員であって、平成二十三年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

外務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　菅　**直**人

財務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第六十六号

財務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を削り、附則第三条の二を附則第三条とする。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第六十七号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中第二十八号を第三十号とし、第十八号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号を削り、第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、第十四号の次に次の三号を加える。

十五　科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進に関すること。

十六　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の施行に関すること。

十七　発明及び実用新案の実施化の推進に関すること。

第八条第十三号及び第十四号を削り、同条第十五号中「並びにこれらの実施化の推進」を削り、同号を同条第十三号とし、同条中第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関すること。

第八条中第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十五条第二項中「文教施設部」を「文教施設企画部」に改める。

第五十四条中「調査調整課」を「基盤政策課」に、「基盤政策課」を「産業連携・地域支援課」に改める。